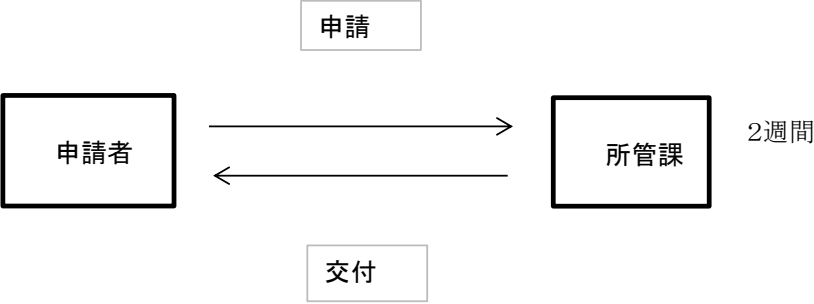


審査基準及び標準処理期間整理個表

処 分 名	車両の通行認定		
処 分 の 概 要	申請に基づいて車両制限令第5条から第7条までの幅・重量の制限を超えた車両の通行を認定する。		
根 拠 法 令 名	車両制限令(昭和36年法律第265号)		
条 項	第12条		
所 管 課	道路河川管理課		
経由機関での処理期間		なし	
所管課での処理期間		2週間	
標 準 処 理 期 間		計 2週間	
判断基準	車両制限令(昭和36年法律第265号)第12条による		
【根拠法令等】			
車両制限令			
第十二条 幅、総重量、軸重又は輪荷重が第三条に規定する最高限度をこえず、かつ、第五条から第七条までに規定する基準に適合しない車両で、当該車両を通行させようとする者の申請により、道路管理者がその基準に適合しないことが車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認定したものは、当該認定に係る事項については、第五条から第七条までに規定する基準に適合するものとみなす。ただし、道路管理者が運転経路又は運転時間の指定等道路の構造の保全又は交通の安全を図るため必要な条件を附したときは、当該条件に従って通行する場合に限る。			

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。